

# 第1回直轄道路・直轄河川チーム 説明資料

---

平成23年2月24日

## 地方分権改革推進要綱(第一次)(H20. 6地方分権改革推進本部決定)

- 一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を担う道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、原則として都道府県に移管。
- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管。
- 個別の対象道路・河川については、関係地方公共団体と調整。

## 個別協議の開始に向けた、知事会等との調整(H20. 6～H20. 9)

- 見直しの具体的な方向を国土交通省から全国知事会、指定都市市長会に照会。
- 知事会からは、以下の意見。
  - ・権限の移譲と財源、人員、資機材等の確保について、一体として方針を示すこと
  - ・各都道府県の意向に応じて具体的な移譲範囲を調整・協議すること 等
- 財源措置について、総務省・国土交通省から以下の回答。
  - ・時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を…検討する

## 国土交通省と各都道府県・指定都市との個別協議(H20. 10開始)

- 主に地域内交通を分担する道路や、一の都道府県で完結する一級河川については、できる限り地方に移管するとの考え方に基つき協議。また、この考え方にかかわらず、地方が移管を望むものについては協議の対象。
- H20. 12に個別協議の状況をとりとめ。
- 現在までに、知事・市長と整備局長との協議を含め、約500回の個別協議を実施(事務的な打合せ・意見交換を除く)。

- 主に地域内交通を分担する道路や、一の都道府県で完結する一級河川については、できる限り地方に移管するとの考え方に基つき協議を行っている。
- また、この考え方にかかわらず、地方が移管を望むものについては協議の対象として  
いる。

## 【道路】

- 国が責任を持つべき道路
  - (1)高規格幹線道路
  - (2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
  - (3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路  
以下のような、主に地域内交通を分担する道路
  - (1)同一都府県内に起終点がある区間
  - (2)バイパスの現道区間
  - (3)その一部が都府県等管理となっている路線  
の区間

## 【河川】

- 一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管  
ただし、次の以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理
  - ・氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
  - ・広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
  - ・急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

道路・河川に係る地方公共団体への権限移譲については、「地方分権改革推進要綱（第一次）」（平成20年6月20日）に基づき、地方公共団体と調整を行ってきた。

当該調整の過程で把握した地方公共団体の意向も踏まえ、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を地方公共団体と協議すること

等の前提条件の下、現時点までに下表のとおり国と地方公共団体で合意されている。

## 【道路】

	路線数	延長
(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの	80路線	2,521km
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	61路線	4,385km
(1)+(2)の合計	123路線	6,906km

※一般国道  
(直轄管理区間)  
:約22,800km

## 【河川】

	水系数
(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの	6水系
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	20水系
(1)+(2)の合計	26水系

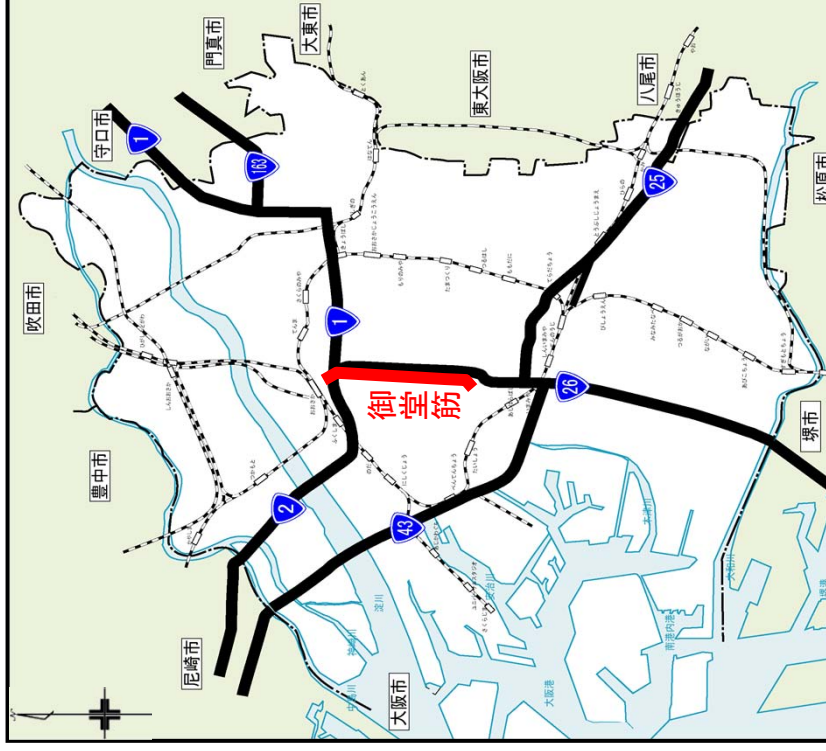
※一級水系:109水系

(参考)個別協議とは別に、都道府県等が管理している、8区間 約630kmの道路、一級水系のうち17水系の河川について、地方公共団体から直轄管理区間への編入に係る要望が有る。

## 個別協議の実施状況例①

御堂筋(国道25号)の移管に向けた協議会を設置し、大阪市長と近畿地方整備局長で早期移管の実現を図るために協議を実施中

### ■位置図



### ■協議会(第2回)の状況



### ■経緯

- 平成20年11月28日  
大阪市と国交省双方が「早期移管が可能と見込まれる」との確認
- 平成20年12月 1日  
大阪市と国交省の直轄国道の見直しに関する個別協議状況を公表
- 平成21年 2月19日  
『御堂筋』の移管に向けた協議会(第1回)開催  
大阪市長、近畿地方整備局長で協議開始
- 平成21年10月・平成22年3月  
実務的な課題及びその対策について検討を実施する「実務調整分会」を大阪市と国交省で2回開催
- 平成22年 4月20日  
『御堂筋』の移管に向けた協議会(第2回)開催

#### 【主な内容】

- ・御堂筋の維持管理
- ・御堂筋の道路空間利用のあり方
- ・共同溝の整備および管理



## 個別協議の実施状況例②

### 1. 書面による資料の提供



くしだか  
檜田川(三重県)

### ■ 地方から要請のあった資料等について全て提出済み

#### < 国からの説明内容例 >

- ・河川整備計画の内容
- ・組織体制、予算の概要
- ・河川管理施設の概要
- ・浸水想定区域図
- ・維持管理計画(案)
- ・災害対応に関する事項
- ・協定内容

など

#### < 都道府県からの問い合わせの例 >

- ・河川管理における点検や巡視の実施頻度、内容について
- ・可動堰の老朽化状況、ダムの操作状況について
- ・ダム、堰、水門等の大規模構造物の設置状況と維持管理内容について
- ・河川管理に必要となる排水ポンプ車等の資材・機材の保有状況について

### 2. 現地での確認を実施



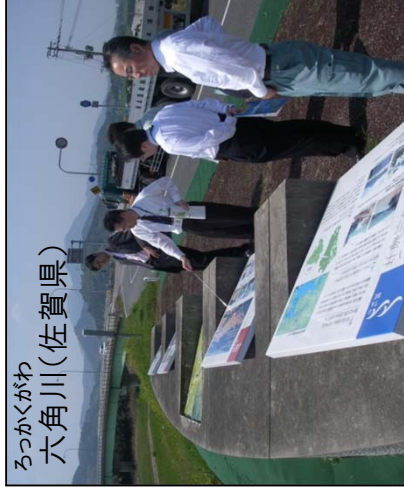
やべがわ  
矢部川(福岡県)



おものがわ  
雄物川(秋田県)



玉川ダムの現地において、  
年度予算や管理方法等につ  
いて説明(秋田県)



ろっかくがわ  
六角川(佐賀県)

むたべ

牟田辺遊水地の現地において、  
洪水時の管理等について説明  
(佐賀県)

## 個別協議に関して把握している主な課題

### ①財源措置

- 全国知事会からは、移管に伴い、現在の国の整備・管理水準を今後とも維持できる整備費・維持管理費に対する財政措置が、将来とも確実になされる必要がある旨の意見。また、人件費相当額についても当然に移管されなければならないとの意見。
- H21. 4に、個別協議開始前からの合意に基づき、高知県内及び宮崎県内の国道の一部を移管したところ、所要の財源移転を伴っておらず、今後の協議の成否を左右しかねない問題である旨、全国知事会から指摘。
- 地域主権戦略会議等でも、個別協議を進めるには財源が課題であり、財源措置などの制度的な枠組みを個別協議の前提として決めなければならない旨の指摘。
- 財源措置は、直轄事業負担金の問題、人員の移管の枠組み等にも関係し、政府全体で検討する必要。

### ②人員の移管等の仕組み

- 事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等に当たっては、職員の雇用の確保を前提としつつ、要員規模の決め方、身分や給与などの処遇上の取扱い、退職金の負担等について、共通の枠組み・ルール等を構築する必要がある。
- 政府全体として地方側とともに取り組むことが必要。

### ③事業中箇所の取扱い

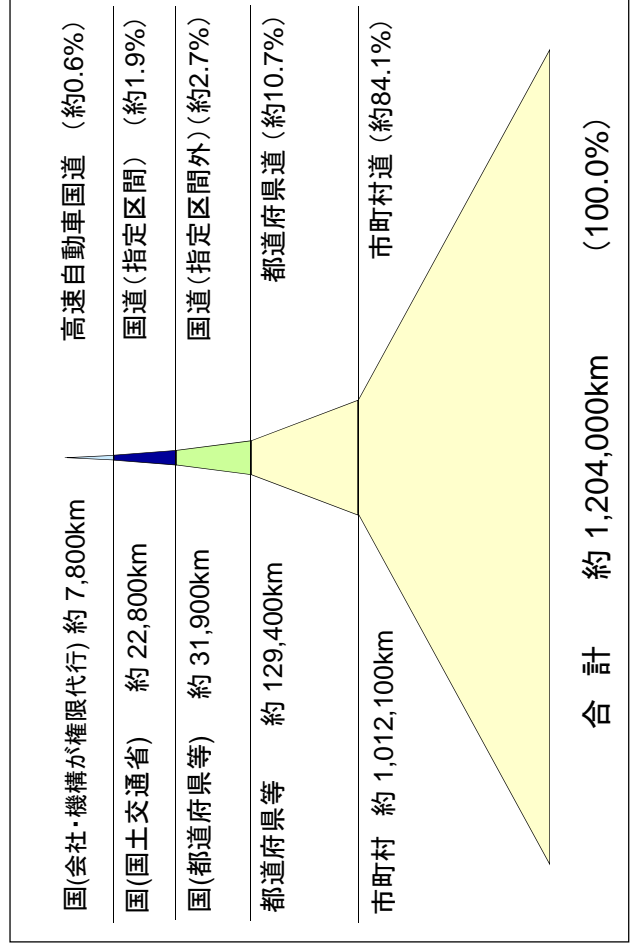
- 例えば、バイパス区間の現道についてはバイパスの供用後に移管、河川整備計画に基づく整備が一定の水準まで進んでから移管など、事業中箇所の整備の進捗後、移管すべきとの地方側の意向が示されている。

### ④その他

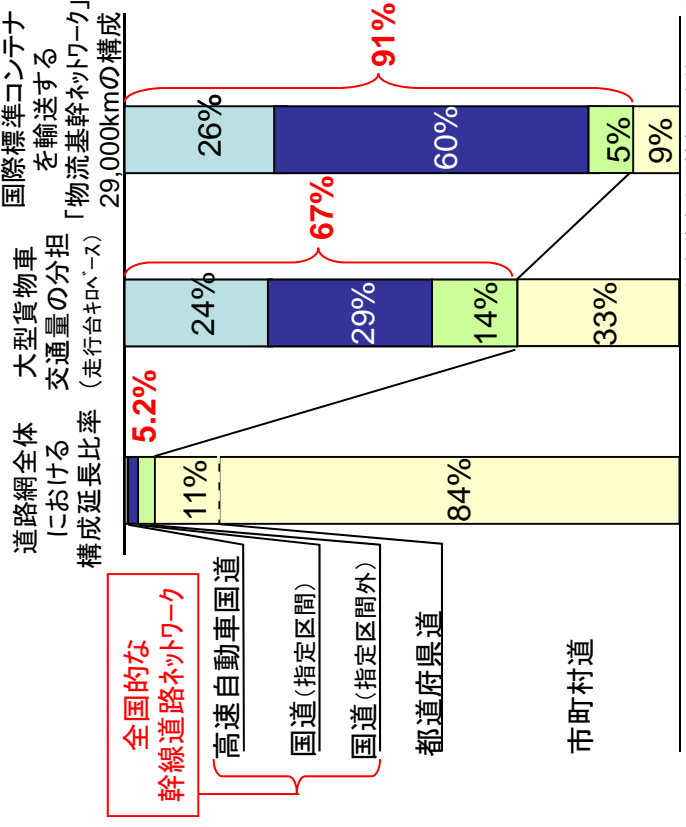
- 関係市町村・議会等と調整を要するとの地方側の事情等で結論が出ないものが相当数存在。
- 大規模災害発生時における国の支援の仕組みが必要との地方側の意向が示されている。

道路の種類	定義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道	全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路 【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣 (会社・機構が権限代行)	高速道路会社 (新直轄方式は国、都道府県(政令市))
一般国道	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第5条】	国土交通大臣 都道府県(政令市)	国、都道府県(政令市)
都道府県道	地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第7条】	都道府県(政令市)	都道府県(政令市)
市町村道	市町村の区域内に存する道路 【道路法第8条】	市町村	市町村

【道路の構成】



【道路別 延長及び物流等のシェア】

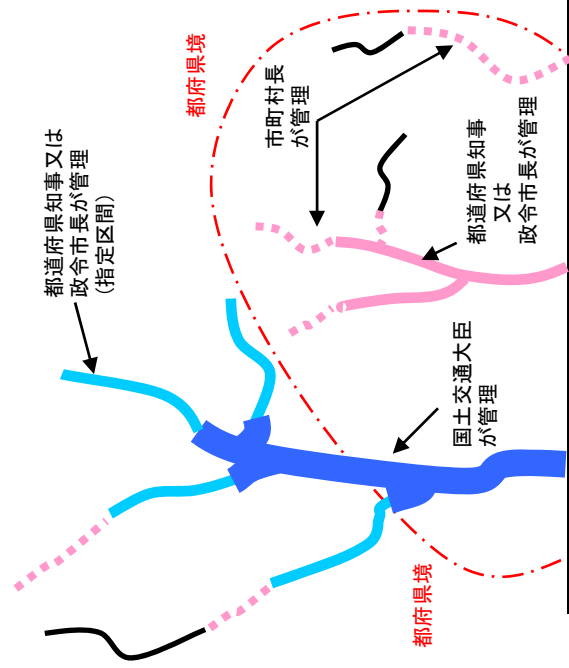


H17年度道路交通情勢調査等による

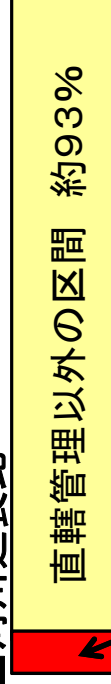


# <参考> 河川の種類と河川管理者

河川の種類		定義	河川管理者	費用負担
一級河川 約87,800km (約61%)	直轄管理区間 約10,600km (約7%)	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で 政令で指定したものに係る河川 【河川法第4条】	国土交通大臣	国 都道府県
	指定区間 (都道府県等管理) 約77,300km (約54%)			
二級河川 約35,900km (約25%)		一級水系以外の水系で公共の利害に重要な 関係があるものに係る河川 【河川法第5条】	都道府県知事 (政令市長)	国 都道府県 (政令市)
準用河川 約20,100km (約14%)		一級河川及び二級河川以外の河川 【河川法第100条】	市町村長	国 市町村



## 河川延長比



## 想定氾濫区域内人口



### 凡例

- 直轄管理区間
- 直轄管理区間以外

※人口は水系間の重複あり。

# 個別協議の合意状況に関する参考資料

国土交通省

平成23年2月24日

<道路>

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県 ・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
青森県	4	十和田市大沢田	上北郡七戸町荒熊内	5
青森県	4	東津軽郡平内町中野	青森市浅虫	5
青森県	7	青森市浪岡	青森市浪岡	2
岩手県	4	西磐井郡平泉町平泉	西磐井郡平泉町平泉	6
岩手県	4	奥州市水沢区	奥州市水沢区	8
岩手県	4	花巻市山の神	花巻市西宮野目	7
岩手県	4	盛岡市玉山区	盛岡市玉山区	6
岩手県	4	二戸郡一戸町大字小鳥谷	二戸郡一戸町大字小鳥谷	2
岩手県	45	下閉伊郡岩泉町小本	下閉伊郡岩泉町小本	1
岩手県	46	盛岡市上田	盛岡市上厨川	4
宮城県	4	栗原市築館	栗原市築館	6
宮城県	4	名取市飯野坂	仙台市境	4
宮城県	108	石巻市蛇田	大崎市古川	33
宮城県	108	大崎市古川	大崎市古川	5
仙台市	4	仙台市太白区(市境)	仙台市青葉区	9
仙台市	48	仙台市青葉区	仙台市青葉区	8
山形県	7	鶴岡市本田	鶴岡市大字文下	1
山形県	13	南陽市鍋田	南陽市赤湯	3
山形県	13	南陽市川樋	上山市中山	6
山形県	47	新庄市大字鳥越	新庄市大字本合海	5
山形県	112	鶴岡市宝田	鶴岡市大字文下	2
山形県	113	南陽市大字竹原	南陽市赤湯	7
福島県	4	須賀川市大字仁井田	郡山市日和田町	12
福島県	6	いわき市小名浜	いわき市平	18
福島県	6	いわき市四倉町	いわき市久之浜町	5
福島県	6	相馬市程田	相馬郡新地町駒ヶ嶺	10
福島県	13	福島市舟場町	福島市南矢野目	5
福島県	49	いわき市三和町	いわき市三和町	2
茨城県	4	埼玉県境	栃木県境	8
茨城県	6	取手市小浮気	龍ヶ崎市庄兵衛新田町	3
茨城県	6	かすみがうら市市川	石岡市東大橋	4
茨城県	6	日立市鹿島町	日立市東滑川町	5
茨城県	50	筑西市玉戸	筑西市横塚	6
茨城県	50	結城市結城	筑西市小川	3
茨城県	50	水戸市大塚町	水戸市三の丸	8
茨城県	51	潮来市延方	鹿嶋市清水	7

## (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)
茨城県	51	水戸市渋井町	水戸市三の丸	3
栃木県	4	茨城県境	宇都宮市平出工業団地	49
栃木県	4	さくら市蒲須坂	矢板市乙畑	4
群馬県	17	渋川市東町	渋川市上白井	6
群馬県	17	前橋市田口町	渋川市半田	4
群馬県	17	前橋市本町	前橋市田口町	6
埼玉県	4	越谷市下間久里	茨城県境	27
埼玉県	4	草加市新善町	春日部市水角	14
埼玉県	17	東京都境	さいたま市境	4
埼玉県	17	さいたま市境	鴻巣市箕田	18
埼玉県	17	鴻巣市箕田	深谷市西田	32
埼玉県	17	深谷市岡	群馬県境	12
さいたま市	17	さいたま市南区(市境)	さいたま市中央区	7
さいたま市	17	さいたま市中央区	さいたま市大宮区	3
さいたま市	17	さいたま市大宮区	さいたま市北区	5
さいたま市	17	さいたま市北区	さいたま市北区(市境)	1
千葉県	126	東金市台方	千葉市境	8
千葉県	127	館山市北条	木更津市桜井	55
千葉県	409	木更津市中島	袖ヶ浦市神納	4
千葉市	51	千葉市中央区	千葉市若葉区	5
千葉市	126	千葉市若葉区(市境)	千葉市中央区	17
東京都	6	墨田区東向島	葛飾区四ツ木	1
東京都	15	品川区北品川	品川区北品川	1
東京都	16	神奈川県境	八王子市左入町	11
東京都	17	文京区本郷	埼玉県境	13
東京都	20	日野市川辺堀之内	八王子市南浅川	15
東京都	254	文京区本郷	埼玉県境	15
東京都	357	品川区北品川	品川区八潮	3
神奈川県	1	藤沢市城南	中郡大磯町大磯	13
神奈川県	1	藤沢市城南	茅ヶ崎市赤羽根	4
神奈川県	1	中郡大磯町大磯	小田原市風祭	20
神奈川県	1	小田原市風祭	足柄下郡箱根町湯本	2
神奈川県	16	横須賀市走水	横浜市境	15
神奈川県	16	相模原市橋本	東京都境	1
横浜市	1	横浜市神奈川区	横浜市西区	4
横浜市	16	横浜市金沢区(市境)	横浜市西区	18
横浜市	16	横浜市西区	横浜市旭区	13
川崎市	409	川崎市川崎区	川崎市川崎区	8



## (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
山梨県	20	大月市駒橋町	大月市大月町	3
山梨県	52	南巨摩郡鵜沢町栄町	韮崎市本町	19
山梨県	138	富士吉田市上吉田	静岡県境	14
山梨県	139	静岡県境	大月市大月町	48
長野県	18	上田市国分	上田市上塩尻	7
長野県	18	上田市上塩尻	埴科郡坂城町南条	3
長野県	18	上水内郡信濃町柏原	上水内郡信濃町野尻	3
長野県	19	長野市篠ノ井小松原	長野市高田	11
長野県	20	茅野市木舟	茅野市宮川	3
長野県	20	茅野市宮川	諏訪市四賀	4
長野県	20	諏訪郡下諏訪町富士見町	岡谷市今井	5
長野県	141	小諸市柏木	小諸市青木	4
新潟県	8	柏崎市東原町	柏崎市鯨波	8
新潟県	8	糸魚川市間脇	糸魚川市押上	6
新潟県	17	南魚沼市浦佐	魚沼市虫野	6
新潟県	17	南魚沼市竹俣	南魚沼市庄之又	4
新潟県	49	東蒲原郡阿賀町津川	東蒲原郡阿賀町黒岩	8
新潟県	113	村上市坂町	山形県境	26
新潟県	116	柏崎市大字長崎	新潟市境	47
新潟市	116	新潟市西蒲区(市境)	新潟市西区	16
富山県	8	下新川郡入善町上野	魚津市江口	12
富山県	41	富山市猪谷 富山市庵谷	富山市片掛 富山市楡原	5
富山県	156	砺波市庄川町小牧	高岡市上四屋	29
石川県	157	白山市乾町	白山市白山町	13
石川県	160	七尾市川原町	富山県境	19
岐阜県	21	可児郡御嵩町井尻	可児市中恵土	7
岐阜県	21	不破郡垂井町日守	不破郡関ヶ原町今須	8
岐阜県	21	美濃加茂市御門町	各務原市鶉沼東町	12
岐阜県	41	高山市冬頭町	高山市国府町	7
岐阜県	41	美濃加茂市御門町	加茂郡川辺町石神	7
岐阜県	156	羽島郡岐南町	郡上市白鳥町向小駄良	72
静岡県	1	藤枝市横内	島田市野田	14
静岡県	1	掛川市八坂	掛川市沢田	9
静岡県	1	磐田市三ヶ野	磐田市小立野	8
静岡県	1	浜松市境	浜名郡新居町浜名	7
静岡県	138	山梨県境	御殿場市深沢	20
静岡県	139	富士市青島町	山梨県境	36
静岡市	1	静岡市清水区	静岡市駿河区	23

## (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
浜松市	1	浜松市西区	浜松市西区(市境)	7
愛知県	19	名古屋市境	春日井市勝川町	1
愛知県	22	名古屋市境	名古屋市境	1
愛知県	22	名古屋市境	清須市朝日	1
愛知県	153	豊田市足助町	豊田市足助町	3
愛知県	155	一宮市緑	一宮市音羽	2
愛知県	155	知立市上重原町	瀬戸市東茨町	43
名古屋市	19	名古屋市熱田区	名古屋市守山区(市境)	13
名古屋市	22	名古屋市中区	名古屋市西区(市境)	5
名古屋市	22	名古屋市西区(市境)	名古屋市西区(市境)	1
名古屋市	41	名古屋市東区	名古屋市北区	6
名古屋市	153	名古屋市天白区	名古屋市天白区	3
三重県	1	三重郡朝日町小向	四日市市大治田	13
三重県	1	亀山市太岡寺町	亀山市関町	3
三重県	23	鈴鹿市北玉垣町	松阪市小津町	30
三重県	42	松阪市小津町	松阪市八太町	12
三重県	42	南牟婁郡紀宝町井田	南牟婁郡紀宝町成川	4
福井県	8	敦賀市田結	敦賀市小河口	8
福井県	27	三方郡美浜町佐田	三方郡美浜町佐柿	6
滋賀県	1	湖南市朝国	湖南市吉永	2
滋賀県	1	湖南市吉永	湖南市石部	6
滋賀県	1	湖南市石部	栗東市手原	5
滋賀県	8	伊香郡西浅井町塩津浜	伊香郡西浅井町塩津浜	1
滋賀県	8	米原市顔戸	彦根市佐和山町	6
滋賀県	161	大津市今堅田	大津市比叡辻	7
滋賀県	161	大津市比叡辻	大津市逢坂	9
滋賀県	161	大津市北小松	大津市木戸	7
京都府	1	京都市境	大阪府境	8
京都府	27	船井郡京丹波町蒲生	舞鶴市京田(舞鶴西IC)	49
京都府	163	奈良県境	木津川市山城町	7
京都市	1	京都市南区	京都市伏見区(市境)	8
大阪府	1	京都府境	大阪市境	21
大阪府	26	阪南市	岬町	13
大阪府	163	大阪市境	奈良県境	14
大阪府	165	柏原市	奈良県境	3
大阪府	171	箕面市	池田市	2
大阪府	171	京都府境	兵庫県境	28
大阪府	176	兵庫県境	大阪市境	12

## (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県 ・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
大阪市	1	大阪市旭区(市境)	大阪市旭区	2
大阪市	25	大阪市東住吉区	大阪市北区	8
大阪市	176	大阪市淀川区(市境)	大阪市淀川区(市境)	0.1
兵庫県	29	姫路市相野	姫路市林田町	2
兵庫県	29	姫路市林田町	姫路市林田町	5
兵庫県	175	神戸市境	丹波市水上町	50
兵庫県	176	西宮市山口町	宝塚市栄町	12
兵庫県	176	川西市小戸	大阪府境	0.1
神戸市	2	神戸市中央区	神戸市中央区	5
神戸市	2	神戸市垂水区	神戸市西区	8
神戸市	175	神戸市西区	神戸市西区(市境)	10
奈良県	25	生駒郡斑鳩町幸前	生駒郡斑鳩町龍田	5
奈良県	163	大阪府境	京都府境	2
奈良県	165	香芝市穴虫	橿原市曲川町	12
和歌山県	26	和歌山市延時	和歌山市西汀丁	3
和歌山県	42	田辺市稲成町	田辺市芳養町	5
島根県	9	簸川郡斐川町併川	出雲市高松町	7
島根県	191	山口県境	益田市中吉田町	15
岡山県	2	倉敷市玉島阿賀崎	浅口市金光町	4
岡山県	2	浅口郡里庄町浜中	笠岡市用之江	8
広島県	2	三原市糸崎町	三原市新倉町	10
広島県	2	福山市霞町	福山市瀬戸町	5
広島県	2	東広島市八本松町	安芸郡海田町南堀川町	10
広島県	2	広島県安芸郡海田町日の出町	安芸郡海田町窪町	0.4
広島市	2	広島市安芸区	広島市安芸区	12
広島市	2	広島市安芸区	広島市西区	17
広島市	54	広島市安佐北区	広島市安佐北区	8
広島市	54	広島市安佐北区	広島市安佐北区	1
徳島県	55	小松島市大林町	阿南市津乃峰町	14
徳島県	55	阿南市津乃峰町	阿南市橘町	4
香川県	11	木田郡三木町井上	高松市上天神町	10
香川県	32	丸亀市綾歌町	丸亀市綾歌町	2
香川県	319	丸亀市原田町	仲多度郡まんのう町買田	11
愛媛県	11	四国中央市川之江町	四国中央市具定町	8
愛媛県	11	新居浜市船木	新居浜市菟生	7
愛媛県	11	西条市飯岡	西条市小松町	19
愛媛県	33	上浮穴郡久万高原町東明神	松山市久谷町	10
愛媛県	33	松山市北土居町	松山市小坂	3

## (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
愛媛県	196	松山市大手町	松山市平田町	8
愛媛県	196	松山市平田町	今治市山路	36
愛媛県	196	今治市山路	今治市長沢	11
愛媛県	196	今治市長沢	西条市小松町	14
高知県	32	高知市北本町	高知市はりまや町	1
高知県	33	吾川郡いの町枝川	吾川郡いの町波川	6
福岡県	200	北九州市境	直方市大字頓野	2
福岡県	200	北九州市境	直方市津田町	3
福岡県	201	飯塚市片島	田川市弓削田	11
福岡県	201	糟屋郡篠栗町篠栗	飯塚市片島	18
福岡県	201	福岡市境	京都郡苅田町大字二崎	61
福岡県	208	大牟田市船津町	佐賀県境	29
福岡県	209	みやま市高田町濃施	久留米市東町	27
福岡県	210	久留米市田主丸町上原	うきは市浮羽町山北	12
北九州市	3	北九州市八幡東区	北九州市八幡西区	6
北九州市	200	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区(市境)	12
北九州市	200	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区(市境)	3
福岡市	3	福岡市東区	福岡市博多区	10
福岡市	3	福岡市博多区	福岡市博多区	2
福岡市	201	福岡市東区	福岡市東区(市境)	1
福岡市	201	福岡市東区(市境)	福岡市東区(市境)	0.4
福岡市	202	福岡市博多区	福岡市西区	10
佐賀県	202	唐津市東町	唐津市和多田	2
佐賀県	203	唐津市養母田	小城市三日月町樋口	34
佐賀県	203	唐津市相知町長部田	唐津市厳木町中島	6
佐賀県	203	多久市北多久町大字多久原	小城市三日月町長神田	11
長崎県	57	諫早市森山町田尻	諫早市小野町	5
熊本県	3	熊本市四方寄町	熊本市近見	13
熊本県	208	玉名市寺田	玉名市岱明町	7
熊本県	208	鹿本郡植木町大字滴水	鹿本郡植木町大字鞍掛	1
大分県	10	大分市大字宮崎	大分市大字中判田	6
大分県	57	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市千歳町新殿	7
大分県	57	豊後大野市千歳町新殿	豊後大野市大野町田中	10
大分県	57	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市犬飼町下津尾	1
大分県	57	豊後大野市大野町田中	竹田市大字会々	15
宮崎県	10	都城市高木町	都城市五十町	13
宮崎県	220	宮崎市大字折生迫	宮崎市大字内海	3
鹿児島県	3	薩摩川内市向田町	薩摩川内市隈之城町	1



(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県 ・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
鹿児島県	3	いちき串木野市大字下名	いちき串木野市大字大里	3
鹿児島県	10	鹿児島市吉野町花倉	鹿児島市長田町	4
鹿児島県	10	姶良郡加治木町反土	姶良郡加治木町木田	3
鹿児島県	220	鹿屋市白水町	垂水市新城	7
鹿児島県	224	垂水市大字海潟	鹿児島市桜島横山町	13
鹿児島県	225	枕崎市西本町	鹿児島市城山町	52
鹿児島県	226	指宿市十二町	鹿児島市下福元町	32
沖縄県	58	恩納村字瀬良垣	恩納村字南恩納	6
沖縄県	58	名護市大北	名護市数久田	10
沖縄県	58	恩納村字南恩納	恩納村字仲泊	6
沖縄県	58	宜野湾市伊佐	浦添市牧港	5
沖縄県	58	那覇市久茂地	那覇市鏡水	1
沖縄県	329	うるま市石川赤崎	沖縄市後原	6
沖縄県	331	豊見城市瀬長	糸満市兼城	5
沖縄県	331	糸満市兼城	糸満市真栄里	3
沖縄県	331	那覇市久茂地	那覇市鏡水	1
沖縄県	331	那覇市奥武山町	名護市字二見スギンダ	47
沖縄県	332	那覇市久茂地	那覇市鏡水	2

※四捨五入の関係で計があわない場合があります。

以上、80路線 2,521km

## (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

都道府県・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
北海道	5	函館市昭和	北海道七飯町藤城	13
北海道	12	砂川市空知太	滝川市滝の川	6
北海道	12	旭川市神居町	旭川市日章	5
北海道	37	室蘭市陣屋町	室蘭市東町	8
北海道	37	北海道長万部町長万部	室蘭市東町	76
北海道	38	赤平市豊里	赤平市茂尻中央	5
北海道	38	釧路市大楽毛	釧路市北大通	14
北海道	38	滝川市大町	北海道浦幌町共栄	187
北海道	229	北海道余市町黒川町	北海道江差町柳崎町	287
北海道	230	北海道今金町字花石	北海道今金町字住吉	13
北海道	230	札幌市境	北海道せたな町北檜山区	104
北海道	231	留萌市本町	留萌市元川町	2
北海道	232	北海道天塩町字川口	北海道天塩町字北川口	6
北海道	234	岩見沢市並木町	苫小牧市沼ノ端	66
北海道	240	北海道津別町字大昭	北海道津別町字双葉	2
北海道	241	北海道音更町共和	帯広市大通	10
北海道	241	北海道弟子屈町鈴蘭	帯広市西17条	150
北海道	272	北海道釧路町別保	北海道標津町標津	100
北海道	273	北海道上士幌町上士幌	紋別市渚滑町	168
北海道	274	札幌市境	北海道標茶町標茶	301
北海道	275	札幌市境	北海道浜頓別町大通り	274
北海道	276	北海道岩内町栄	苫小牧市新中野町	110
北海道	277	北海道八雲町熊石鮎川町	北海道八雲町立岩	33
北海道	278	函館市若松町	北海道森町森川町	120
北海道	279	函館市若松町	函館市末広町	2
北海道	333	北海道上川町上越	北見市端野町	105
北海道	334	北海道斜里町ウトロ西	北海道斜里町ウトロ西	1
北海道	334	北海道羅臼町本町	北海道美幌町報徳	121
北海道	335	北海道羅臼町本町	北海道標津町伊茶仁	42
北海道	336	北海道浦幌町豊北	北海道浦幌町字昆布苅石	13
北海道	337	千歳市錦町	北海道長沼町幌内	19
北海道	337	北海道南幌町南15線	江別市工栄町	13
北海道	337	千歳市錦町	小樽市星野町	45
北海道	392	北海道白糠町白糠	北海道白糠町二股	35
北海道	393	小樽市奥沢	北海道倶知安町北4条	52
北海道	451	石狩市浜益区川下	滝川市本町	55
北海道	451	北海道新十津川町中央	滝川市本町	2

## (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

都道府県・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)
北海道	452	芦別市北1条	芦別市旭町	2
北海道	452	夕張市紅葉山	旭川市西神楽	110
北海道	453	札幌市境	伊達市長和	67
札幌市	5	札幌市北区	札幌市中央区	2
札幌市	12	札幌市中央区	札幌市白石区	5
札幌市	36	札幌市中央区	札幌市豊平区	5
札幌市	230	札幌市中央区	札幌市中央区	4
札幌市	275	札幌市中央区	札幌市東区	2
札幌市	453	札幌市豊平区	札幌市南区(市境)	22
秋田県	7	山形県境	青森県境	208
秋田県	13	山形県境	秋田市川尻町	121
秋田県	46	岩手県境	大仙市協和境	57
埼玉県	16	東京都境	千葉県境	40
埼玉県	298	和光市新倉	東京都境	29
さいたま市	16	さいたま市西区	さいたま市北区	9
さいたま市	16	さいたま市見沼区	さいたま市岩槻区	7
さいたま市	298	さいたま市南区(市境)	さいたま市南区(市境)	2
東京都	20	千代田区霞ヶ関	神奈川県境	39
東京都	246	千代田区隼町	神奈川県境	16
東京都	298	埼玉県境	千葉県境	1
神奈川県	20	東京都境	山梨県境	14
神奈川県	246	横浜市境	静岡県境	53
新潟県	18	長野県境	上越市大字下源入	38
富山県	160	石川県境	高岡市四屋	26
岐阜県	21	土岐市泉寺田町	滋賀県境	67
岐阜県	258	大垣市楽田町	三重県境	28
京都府	27	舞鶴市京田(舞鶴西IC)	福井県境	19
大阪府	1	京都府境	大阪市境	18
大阪府	25	奈良県境	大阪市境	13
大阪府	26	堺市境	和歌山県境	37
大阪府	481	泉佐野市	泉佐野市	2
和歌山県	42	三重県境	新宮市大橋通	1
鳥取県	53	鳥取市叶	鳥取市秋里	7
岡山県	2	岡山市京橋南町	岡山市大供	1
岡山県	30	岡山市青江	岡山市灘崎町西高崎	11
岡山県	30	玉野市東高崎	玉野市築港	10
岡山県	180	岡山市伊福町	岡山市高松田中	17

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)
岡山県	180	総社市長良	総社市種井	25
広島県	31	安芸郡坂町植田	呉市本通	14
広島県	31	安芸郡海田町南堀川町	安芸郡坂町植田	4
広島県	185	呉市本通	竹原市忠海東町	54
広島市	2	広島市西区	広島市佐伯区	5
広島市	2	広島市安芸区	広島市安芸区	11
広島市	2	広島市安芸区	広島市西区	11
広島市	31	広島市安芸区	広島市安芸区	2
広島市	31	広島市南区	広島市南区(市境)	0.4
広島市	54	広島市中区	広島市安佐北区	26
山口県	188	岩国市麻里布町	下松市望町	74
山口県	190	山口市江崎	山陽小野田市埴生	44
山口県	191	下関市竹崎町	下関市豊北町	37
山口県	191	長門市西深川	島根県境	76
佐賀県	34	鳥栖市永吉町	長崎県境	77
佐賀県	35	武雄市武雄町大字武雄	長崎県境	18
佐賀県	202	唐津市浜玉町 洲上	長崎県境	44
宮崎県	220	宮崎市橘通東	鹿児島県境	93
鹿児島県	220	宮崎県境	霧島市国分敷根	98

※四捨五入の関係で計があわない場合があります。

以上、61路線 4,385km



## <河川>

### (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの：6水系

菊川（静岡県）、高津川（島根県）、松浦川（佐賀県）、番匠川（大分県）、  
小丸川（宮崎県）、肝属川（鹿児島県）

### (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの：20水系

#### ①見直しの考え方に照らして移管候補としたもの：11水系

渚滑川（北海道）、湧別川（北海道）、網走川（北海道）、留萌川（北海道）、  
尻別川（北海道）、後志利別川（北海道）、鷓川（北海道）、梯川（石川県）、  
櫛田川（三重県）、天神川（鳥取県）、佐波川（山口県）

#### ②都道府県から移管要望があったもの：9水系

米代川（秋田県）、雄物川（秋田県）、子吉川（秋田県）、芦田川（広島県）、  
太田川（広島県）、遠賀川（福岡県）、矢部川（福岡県）、嘉瀬川（佐賀県）、  
六角川（佐賀県）